

公益財団法人加古川食肉公社
平成 30 年度第 1 回定時理事会議事録

1. 種類 平成 30 年度 第 1 回公益財団法人加古川食肉公社定時理事会
2. 開催日時 平成 30 年 6 月 5 日 (火) 午後 2 時 35 分から午後 3 時 45 分まで
3. 開催場所 加古川食肉センター会議室
4. 理事数 現在数 7 名 (定足数 4 名)
5. 出席理事 理事 7 名

(出席理事：松岡勝昭、松本恭明、中尾國俊、平井敏樹、田口元茂、早瀬良太、福谷彰博)

(欠席監事：平井良幸)

6. 議題

報告事項

報告第 1 号「公益財団法人加古川食肉公社理事長、副理事長及び常務理事の職務執行状況
について報告のこと」

決議事項

議案第 1 号「専決処分の承認を求めること」

議案第 2 号「平成 29 年度公益財団法人加古川食肉公社事業報告承認のこと」

議案第 3 号「平成 29 年度公益財団法人加古川食肉公社決算承認のこと」

議案第 4 号「平成 30 年度公益財団法人加古川食肉公社定時評議員会招集のこと」

議案第 5 号「公益財団法人加古川食肉公社評議員候補者推薦のこと」

議案第 6 号「公益財団法人加古川食肉公社評議員候補者推薦のこと」

議案第 7 号「公益財団法人加古川食肉公社理事候補者推薦のこと」

議案第 8 号「公益財団法人加古川食肉公社理事候補者推薦のこと」

議案第 9 号「公益財団法人加古川食肉公社監事候補者推薦のこと」

議案第 10 号「公益財団法人加古川食肉公社非業務執行理事の賠償責任限定契約承認のこ
と」

議案第 11 号「公益財団法人加古川食肉公社非業務執行理事の賠償責任限定契約承認のこ
と」

議案第 12 号「公益財団法人加古川食肉公社非業務執行理事の賠償責任限定契約承認のこ
と」

議案第 13 号「公益財団法人加古川食肉公社監事の賠償責任限定契約承認のこと」

議案第 14 号「セリ機更新のこと」

付 帯 決 議「議決事項中、権利義務に関さない軽微な事項の修正並びに違算誤字の訂正は、理事長に一任する。」

7. 理事会の議事の経過の要領及びその結果

定刻にいたり、事務局より平成 30 年度第 1 回定時理事会の開催を宣言し、理事会運営規程第 6 条第 1 項の規定により理事長が議長に就任し、議事進行した。

議 長：理事の出席状況を事務局に報告させた。

事 務 局：理事 7 名中出席 7 名の出席を得ており、本日の理事会が理事会運営規程第 7 条による定足数をもって、成立する旨を告げた。

議 長：議事録署名人については、定款第 32 条第 2 項の規定により、松岡勝昭理事長になる旨を告げた。

議 長：報告第 1 号 公益財団法人加古川食肉公社理事長、副理事長及び常務理事の職務執行状況について報告のこと、について、業務執行理事を代表して中尾常務理事より報告をさせたのち、報告内容について理事の質疑を求めた。

議 長：理事の質疑がなかったので、本案を原案のとおり承認することについて諮ったところ満場一致で決定した。

議 長：議案第 1 号 専決処分の承認を求めること、について、事務局より説明をさせたのち、原案について理事の質疑・意見を求めた。

議 長：理事の質疑がなかったので、本案を原案のとおり承認することについて諮ったところ満場一致で決定した。

議 長：議案第 2 号 平成 29 年度 公益財団法人加古川食肉公社事業報告承認のこと、について、事務局より説明をさせたのち、原案について理事の質疑・意見を求めた。

議 長：理事の質疑がなかったので、本案を原案のとおり承認することについて諮ったところ満場一致で決定した。

議 長：議案第 3 号 平成 29 年度 公益財団法人加古川食肉公社決算承認のこと、について、事務局より説明をさせた。

議 長：引き続き、平成 29 年度公益財団法人加古川食肉公社の業務及び会計の監査報告を事務局より受けたのち、原案について理事の質疑・意見を求めた。

理 事：財産目録の流動資産の未収金とは。

事 務 局：施設貸付料等で入金が入金が 4 月にずれ込んだものがあるため、3 月 31 日時点では未

収金としている。

議 長：本案を原案のとおり承認することについて諮ったところ満場一致で決定した。

議 長：議案第4号 平成30年度公益財団法人加古川食肉公社定時評議員会招集のこと、
について、事務局より説明をさせたのち、原案について理事の質疑・意見を求めた。

議 長：理事の質疑がなかったため、本案を原案のとおり承認することについて諮ったと
ころ満場一致で決定した。

議 長：議案第5号 公益財団法人加古川食肉公社評議員候補者推薦のこと、について、
事務局より説明をさせたのち、原案について理事の質疑・意見を求めた。

議 長：理事の質疑がなかったため、「平井敏樹」について原案のとおり推薦することに
ついて諮ったところ満場一致で推薦することに決定した。

(被選任者) 平井敏樹 (加古川食肉産業協同組合理事長)

(任期) 平成30年6月26日より平成33年度に関する定時評議員会の終結
のときまで (増員)

議 長：議案第6号 公益財団法人加古川食肉公社評議員候補者推薦のこと、について、
事務局より説明をさせたのち、原案について理事の質疑・意見を求めた。

議 長：理事の質疑がなかったため、「川西三良」について原案のとおり推薦することに
ついて諮ったところ満場一致で推薦することに決定した。

(被選任者) 川西三良 (加古川市企画部長)

(任期) 平成30年6月26日より平成32年度に関する定時評議員会の終結
のときまで (補欠選任)

議 長：議案第7号 公益財団法人加古川食肉公社理事候補者推薦のこと、について、
事務局より説明をさせたのち、原案について理事の質疑・意見を求めた。

議 長：理事の質疑がなかったため、「中尾徳弘」について原案のとおり推薦することに
ついて諮ったところ満場一致で推薦することに決定した。

(被選任者) 中尾徳弘 (加古川食肉産業協同組合理事)

(任期) 平成30年6月26日より平成30年度に関する定時評議員会の終結

のときまで（補欠選任）

議 長：議案第 8 号 公益財団法人加古川食肉公社理事候補者推薦のこと、について、
事務局より説明をさせたのち、原案について理事の質疑・意見を求めた。

議 長：理事の質疑がなかったので、「井ノ口淳一」について原案のとおり推薦すること
について諮ったところ満場一致で推薦することに決定した。

（被選任者）井ノ口淳一（加古川市産業経済部長）

（任期）平成 30 年 6 月 26 日より平成 30 年度に関する定時評議員会の終結
のときまで（補欠選任）

議 長：議案第 9 号 公益財団法人加古川食肉公社監事候補者推薦のこと、について、
事務局より説明をさせたのち、原案について理事の質疑・意見を求めた。

議 長：理事の質疑がなかったので、「稲垣雅則」について原案のとおり推薦すること
について諮ったところ満場一致で推薦することに決定した。

（被選任者）稲垣雅則（加古川市会計管理者）

（任期）平成 30 年 6 月 26 日より平成 30 年度に関する定時評議員会の終結
のときまで（補欠選任）

議 長：議案第 10 号 公益財団法人加古川食肉公社非業務執行理事の賠償責任限定契約
承認のこと、について、事務局より説明をさせたのち、原案について理事の質疑・
意見を求めた。

議 長：理事の質疑がなかったので、「田口元茂」について本案を原案のとおり承認する
ことについて諮ったところ満場一致で決定した。

議 長：議案第 11 号 公益財団法人加古川食肉公社非業務執行理事の賠償責任限定契約
承認のこと、について、事務局より説明をさせたのち、原案について理事の質疑・
意見を求めた。

議 長：理事の質疑がなかったので、「早瀬良太」について本案を原案のとおり承認する
ことについて諮ったところ満場一致で決定した。

議 長：議案第 12 号 公益財団法人加古川食肉公社非業務執行理事の賠償責任限定契約

承認のこと、について、事務局より説明をさせたのち、原案について理事の質疑・意見を求めた。

議 長：理事の質疑がなかったので、「福谷彰博」について本案を原案のとおり承認することについて諮ったところ満場一致で決定した。

議 長：議案第 13 号 公益財団法人加古川食肉公社監事の賠償責任限定契約承認のこと、について、事務局より説明をさせたのち、原案について理事の質疑・意見を求めた。

議 長：理事の質疑がなかったので、「平井良幸」について本案を原案のとおり承認することについて諮ったところ満場一致で決定した。

議 長：議案第 14 号 セリ機更新のこと、について、事務局より説明をさせたのち、原案について理事の質疑・意見を求めた。

理 事：プロポーザル方式で上限額が決まっていると、各社の価格の差がなくなるのではないか。また、1つの予算の中で1社に決めて、契約は2本立てということだが、そういう方法で問題はないのか。

事 務 局：整備する上で公社と加古川中畜が一体となっていくので、業者選定までの事務は公社で一本化して、契約以降で補助の対象となる部分については加古川中畜で、それ以外の部分は公社でやることになる。この方法については、公社と加古川中畜の両方の税理士さんにも確認して会計上問題ないと聞いている。加古川市から、セリ機更新についての負担金は上限額 6,000 万円として予算が組まれている。卸売協会からの補助が受け

られれば、その分だけ加古川市の負担が抑えられる。

理 事：卸売協会からの補助金の額は決まっていないのか。

事 務 局：卸売協会については加古川中畜しかやり取りできないので、加古川市も公社も関われない。補助対象にはなるが、補助金の額も決まっていない。

理 事：加古川中畜が負担した部分を公社が補填するということだが、問題ないのか。

事 務 局：補助金については、卸売協会と加古川中畜でやり取りするが、加古川中畜の資金繰りの部分については、卸売協会にとっては関係ないので、問題ないと考えている。公社としては、市場の開設者として、加古川中畜の持ち出しがないような形で整備する。

理 事：つまり、補助金をもらうために2つに分けるということか。

事 務 局：そうです。

理 事：そういうやり方は問題ないのか。

事務局：事前に確認する限り、問題ない。最悪、補助が出ない場合は、公社が整備すべき設備なので、公社が負担することは問題ない。公社としても、負担を軽減したいので、補助金がもらえるのであればそのほうが良いということで、加古川中畜と協力しながら進めている。去年、滋賀食肉公社がセリ機の更新をしたが、処理が煩雑になるため、補助金はもらわずに全額自己負担で行ったと聞いている。今回は、加古川中畜からも卸売協会に相談してもらったりしている。単純にセリ機を更新しただけでは、卸売協会の補助金の対象にならない。大前提として卸売市場の機能強化として生産者のためになり、市場の価値を高める部分のみが補助金の対象となる。例えば、枝肉の断面図が表示されるとか、控え室にモニターを置いてほかの人も見られるといった、市場としての価値向上になる部分のみが対象となる。

理事：セリ機そのものではなく、そういった特定の部分のみが補助金の対象になるので、それ以外を公社が負担するということか。

事務局：そうです。補助金の対象になるのが、セリ機のソフトウェアと買参人の控え室のモニターだけなので、その部分だけ加古川中畜に契約してもらい、残りの部分は公社が契約することになる。あくまでも、補助対象は一部ということ。見積もり価格については、議案書にある通り、安いほうがポイントとしては上がるように配点している。見積価格が上限額ギリギリになるかどうかは、提案者次第となる。

理事：こういうシステムでは、安ければいいというわけにはいかない。せっかくなら、今一番いいものを安く導入できればいい。金額で差をつけるとなると、安いところのポイントが高くなるのではないか。

事務局：極端に安いと、加点されることになるが、実際には審査委員が審査する上で、おそらくではあるが、極端に安いと提案自体の信頼性や実現可能性などの点数が低くなる傾向にあるのではないか。

理事：こういう機械やソフトというのは、何種類くらいあるのか。

事務局：現在、加古川中畜と話をしているのは2社。あとは、公告やHPで情報を公開した時に、もう1社くらい入ってくるのか、現状の2社のみになるのか。元々が狭い業界なので、それくらいではないか。

理事：こういった機械の相場がよくわからないが、この方式だと、見積価格が安いところが落札する可能性が高いことになる。

事務局：そこまで高くない。例えば、4,500万円と5,000万円でも5ポイント差にしかない。提案全体の評価などもあるので、金額だけでなく、バランスをとれるよう

に考えてはいる。

理事：現在、話をしている2社の違いというのは機械が違うのか。

事務局：使い方が少し違うので、操作する上で使い勝手のいい悪いがあるとは聞いている。

理事：落札したものの、使い勝手が悪いという可能性もある。

事務局：審査委員が提案書に基づいて客観的かつ公平に審査する必要があるが、加古川中畜からも2名入ってもらうので、専門的な見方もある程度できるのではないかと思います。神戸中畜にセリ機に詳しい人がいるので、加古川中畜もいろいろアドバイスをもらっているようだ。今日お渡しした資料が最終版ではないが、いったん理事会として、プロポーザル方式でセリ機を更新することについて意思決定していただくための議案となっている。最終的に、理事長に決裁してもらったり、業者が決まって契約する前に、金額や業者について臨時理事会で承認いただいて、事務手続きを進めていくことになる。

理事：スケジュールについて、事務局にお願いがある。加古川市の負担金で行う事業なので、納期は年度内で厳守してほしい。年度を超えてしまうと、決算上ややこしくなるので、そこはお願いしたい。

事務局：わかりました。

理事：スケジュール的に余裕はあるのか。

事務局：タイトなスケジュールにはしてあるが、多少は余裕はある。業者が決まってから、3~4ヶ月で物を作って、工事は数日間かかるとのことなので、順調にいけば1月中にセリ機は設置されて、2~3月はフォロー期間となっているので、納期的には2ヶ月程度の余裕はある。

議長：本案を原案のとおり承認することについて諮ったところ満場一致で決定した。

議長：付帯決議について、事務局より説明をさせたのち、原案について理事の質疑・意見を求めた。

議長：理事の質疑がなかったので、本案を原案のとおり承認することについて諮ったところ満場一致で決定した。

議長：以上をもって、議案の審議等を終了したので、午後3時45分、議長は閉会を宣し、解散した。

上記の議決を明確にするため、出席した理事長及び監事において、次のとおり記名押印する。

平成 30 年 6 月 5 日

平成 30 年度 第 1 回 公益財団法人加古川食肉公社定時理事会

議 長 理事長 _____ ⑩